

平成23年度特別調整交付金
(算定省令第6条第9号)
に関する
Q&A 2

平成23年11月8日

【長寿・健康増進事業】

(問1) 健康診査事業及び人間ドックの費用助成額と交付基準額との関係如何。

(答)

健康診査事業及び人間ドックの費用助成を含む総費用額が交付基準額を超えた場合には、平成20年度の人間ドック等の費用助成額から当該年度の人間ドック等の費用助成額の増加額と健康診査事業の費用額（実支出額に補助率1/3を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額を交付基準額に加算して交付する。ただし、総費用額が交付基準額を超えた金額が、人間ドック等の費用助成額の増加額と健康診査事業の費用額の合計額より少額の場合は、総費用額が交付基準額を超えた金額を交付基準額に加算して交付する。

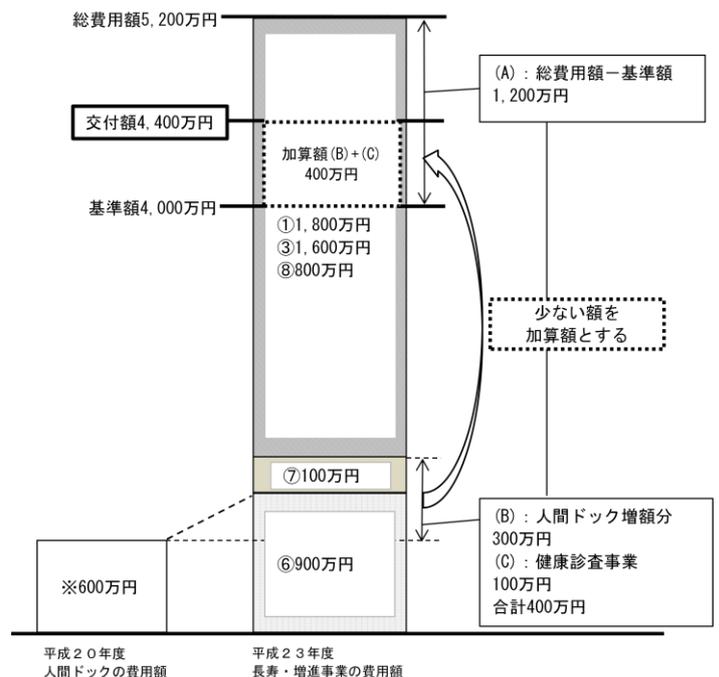
算定例は、以下のとおり。

【例1】

交付基準額	4,000万円
①健康教育事业	1,800万円
③保養施設の利用助成	1,600万円
⑥人間ドックの費用助成	900万円
⑦健康診査事業	100万円
⑧その他	800万円
総費用額	5,200万円
※平成20年度の人間ドックの費用助成額・・・600万円 (先駆的・先進的であると認められた事業・・・なし)	

《算定結果》

交付額	4,400万円(加算額400万円)	
内訳	人間ドックの費用助成	900万円
	健康診査事業	100万円
	人間ドックの費用助成・健康診査事業以外	3,400万円
※人間ドックの費用助成及び健康診査事業は全額交付		



【例2】

交付基準額	4,000万円
①健康教育事业	1,400万円
③保養施設の利用助成	1,100万円
⑥人間ドックの費用助成	900万円
⑦健康診査事業	100万円
⑧その他	800万円
総費用額	4,300万円
※平成20年度の人間ドックの費用助成額・・・600万円 (先駆的・先進的であると認められた事業・・・なし)	

《算定結果》

交付額	4,300万円(加算額300万円)	
内訳	人間ドックの費用助成	900万円
	健康診査事業	100万円
	人間ドックの費用助成・健康診査事業以外	3,300万円

